

高額療養費の上限金額変更のお知らせ

2026 年 8 月 1 日より、高額療養費制度における自己負担額（1 か月あたりの上限額）が変更となります。
これは厚生労働省による制度の見直しに基づくものであり、全国すべての医療機関に共通する変更です。
新しい自己負担限度額は、下記をご確認ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

参考

【高額療養費の自己負担額】

所得区分			～2026 年 7 月	2026 年 8 月～	
70 歳未満	70 歳以上	年収目安	月額上限 (多数回該当)	月額上限 (多数回該当)	年間上限
ア	現役Ⅲ	約 1160 万円～ (月収：83 万円～)	252,600 円 + (総医療費－842,000 円) × 1% (多数回該当の場合：140,100 円)	270,300 円 + (総医療費－901,000 円) × 1% (多数回該当の場合：140,100 円)	1,680,000 円
イ	現役Ⅱ	約 770 万～約 1160 万円 (月収：53 万～79 万円)	167,400 円 + (総医療費－558,000 円) × 1% (多数回該当の場合：93,000 円)	179,100 円 + (総医療費－597,000 円) × 1% (多数回該当の場合：93,000 円)	1,110,000 円
ウ	現役Ⅰ	約 370 万～約 770 万円 (月収：28 万～50 万円)	80,100 円 + (総医療費－267,000 円) × 1% (多数回該当の場合：44,400 円)	85,800 円 + (総医療費－286,000 円) × 1% (多数回該当の場合：44,400 円)	530,000 円
エ	一般	～約 370 万円 (月収：～26 万円)	57,600 円 (多数回該当の場合：44,400 円)	61,500 円 (多数回該当の場合：44,400 円)	530,000 円
オ	-	住民税非課税 (70 歳未満)	35,400 円 (多数回該当の場合：24,600 円)	36,900 円 (多数回該当の場合：24,600 円)	290,000 円
-	低Ⅱ	住民税非課税 (70 歳以上)	24,600 円	25,700 円 (多数回該当の場合：24,600 円)	290,000 円
-	低Ⅰ	一定所得以下 (70 歳以上)	15,000 円	15,700 円	180,000 円

※多数回該当：直近 12 か月に自己負担が上限額に達した月が 3 回以上あった場合、4 回目以降の月額上限です。

※総医療費：お支払いをする金額ではなく、保険適用前の医療費全額（10 割）です。